

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 38 条中「又は」を「若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は」に、「によつて」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 45 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 96 条第 1 項及び第 5 項並びに第 99 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 7 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 7 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15

条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 27 項を削り、同条に次の 1 項を加える。

27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 7 条の 3 中第 13 項を第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 8 条の 6 を削り、附則第 8 条の 6 の 2 を附則第 8 条の 6 とする。

附則第 8 条の 10 第 3 項を削る。

附則第 9 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1

日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 9 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 12 条第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 次項に定めるものを除き、改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)

の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 64 条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第 3 条 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得された改正前の羽曳野市税条例附則第 8 条の 6 及び附則第 8 条の 10 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第 9 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

新	旧
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第 38 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。 第 39 条～第 43 条の 6 省略 (法人の市民税の申告納付) 第 44 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。 2～4 省略 5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。 6～16 省略 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第 38 条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。 第 39 条～第 43 条の 6 省略 (法人の市民税の申告納付) 第 44 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。 2～4 省略 5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。 6～16 省略 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第 45 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合には、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3・4 省略 第 46 条～第 95 条 省略 (たばこ税の申告納付の手続) 第 96 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 94 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 94 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。	第 45 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3・4 省略 第 46 条～第 95 条 省略 (たばこ税の申告納付の手続) 第 96 条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 94 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 94 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
--	---

2～4 省略 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第99条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。 第97条～第98条の2 省略 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第99条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。 2 省略 第100条～第114条 省略 附 則 第1条～第6条の2 省略 (読替規定) 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 1・2 省略 3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第	2～4 省略 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第99条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。 第97条～第98条の2 省略 (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第99条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。 2 省略 第100条～第114条 省略 附 則 第1条～第6条の2 省略 (読替規定) 第7条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 1・2 省略 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第
--	--

[illegible]

20 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 21 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 22 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 23 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 24 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 25 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 26 省略 27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 1～11 省略 12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 当該工事が完了した年月日 (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後、に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由 13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写	20 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 21 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 22 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 23 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 24 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 26 省略 27 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 7 条の 3 1～11 省略 12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写
---	---

同表の右欄に掲げる字句とする。

表 省略

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 省略

同表の右欄に掲げる字句とする。

表 省略

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 省略

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 83 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

3 <u>法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 83 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。</u> 4 <u>法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 83 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指</u>	5 <u>法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 6 <u>法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u>に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車
	7 <u>法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 83 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 8 <u>法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第 83 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動

定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 9 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 省略

第 9 条の 3～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた

車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 9 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 省略

第 9 条の 3～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のた

めの譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する
確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。
以下この項において同じ。)に該当するとき
における前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課
税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所
得割について準用する。この場合において、当
該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該
当することとなるときは、当該譲渡は確定優良
住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたもの
とみなす。

3 省略

第 13 条～第 23 条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税
額控除の特例)

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウ
イルス感染症等の影響に対応するための国税関
係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律
第 25 号)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のう
ち、市長が指定するものの中止若しくは延期又
はその規模の縮小により生じた当該指定行事の
入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請
求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項
に規定する指定期間内にした場合には、当該納
税義務者がその放棄をした日の属する年中に法
附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻
請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に
掲げる寄附金を支出したものとみなして、第
23 条の規定を適用する。

以下省略

めの譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する
確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。
以下この項において同じ。)に該当するとき
における前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課
税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所
得割について準用する。この場合において、当
該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該
当することとなるときは、当該譲渡は確定優良
住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたもの
とみなす。

3 省略

第 13 条～第 23 条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税
額控除の特例)

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウ
イルス感染症等の影響に対応するための国税関
係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律
第 25 号。次条において「新型コロナウイルス
感染症特例法」という。)第 5 条第 4 項に規定
する指定行事のうち、市長が指定するものの中
止若しくは延期又はその規模の縮小により生じ
た当該指定行事の入場料金、参加料金その他の
対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の
放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にし
た場合には、当該納税義務者がその放棄をした
日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定
する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条
の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出した
ものとみなして、第 23 条の規定を適用する。

以下省略